

ID: 443

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	占用料の減免		
例規名 根拠条項	名寄市下水道条例 第26条第3項		
例規番号	平成18年条例第196号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(占用)</p> <p>第26条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下この条及び次条において「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可申請書を提出して、管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の配置について、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p> <p>2 市は、前項の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次に該当する占用物件については、この限りでない。</p> <p>(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件</p> <p>(2) 国の行う事業で、一般会計をもって経理するものに係る占用物件</p> <p>(3) 国の行う事業で、特別会計をもって経理するもののうち、企業性格を有しない事業に係る占用物件</p> <p>(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</p> <p>3 前項の占用料の額及び徴収並びに減免については、名寄市道路占用料徴収条例(平成18年名寄市条例第192号)を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和3年7月28日